

## 鳥取県告示第814号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条の2の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社河金組 代表取締役 勇年幸  
東伯郡北栄町上種85-8
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東伯郡北栄町上種字石ウス谷73-6及び73-7並びに字オバガ谷85-1及び85-5
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）並びにがれき類（以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
- 5 申請年月日  
平成24年11月7日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
(1) 鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（倉吉市東巖城町2）  
(2) 倉吉市産業環境部環境課（倉吉市葵町722）  
(3) 北栄町住民生活課（東伯郡北栄町由良宿423-1）
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年12月14日から1月間
- 9 意見書の提出等  
(1) 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。  
(2) 意見書の提出期限  
平成25年1月29日  
(3) 意見書の提出先  
倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課